

環境省「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応
促進に向けた懇談会」第1回

環境デュー・ディリジェンスに 関する海外動向について

2024年11月13日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。



環境デュー・ディリジェンス関連の海外法令・指針等の状況

- 企業によるデュー・ディリジェンス(DD)の実施に関する国際的な指針等が示される中で、欧州を中心にDDの実施や情報開示を義務付ける法制度の導入・検討が進展。
- 2024年7月には、EU域内外における一定規模以上の企業に対してDD実施を義務づける、企業サステナビリティDD指令(CSDDD)が正式発効。

年	国・地域	指針・法令等	概要
2008	米国	レイシー法 改正	違法木材の輸入に関するDD実施を義務化
2011	国際	OECD多国籍企業行動指針 改訂	多国籍企業にリスクベースのDD実施を勧告
2013	EU	木材規則	違法木材の輸入禁止、DD実施を義務化
2017	フランス	企業注意義務法	人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
2018	国際	責任ある企業行動のためのOECD DDガイダンス	DDの実施を実務的に支援するためのガイダンス
2021	ドイツ	サプライチェーンDD法	人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
	英国	環境法2021	違法な森林減少を伴う農産物(パーム油等)の取扱い禁止、DD実施を義務化
2023	EU	企業サステナビリティ報告指令(CSRD)	非財務情報(DDの方針・プロセス含む)の開示義務対象を拡大(一定規模以上のEU域外企業含む)、内容を強化。
	国際	OECD多国籍企業行動指針 改訂	企業の環境マネジメントシステム(EMS)にはリスクベースのDDが含まれること、EMSで設定する目標は国際的コミットメント等と整合すべきこと等を勧告し、環境に対する負の影響の具体例を明記
	EU	森林減少ゼロ製品規則	森林減少を伴う農産物(パーム油等)の輸出入禁止、DD実施を義務化
		電池規則 改正	電池の原材料(リチウム等)に関する人権・環境DDの実施と情報開示を義務化
2024	EU	企業サステナビリティDD指令(CSDDD)	人権・環境DDの実施と情報開示の義務化(一定規模以上のEU域外企業含む)

(出所) 各国・地域政府及びOECDの公表資料を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

フランス:企業注意義務法の概要

- 2017年3月、企業注意義務法が成立。フランス国内に拠点を置く一定規模以上の企業に対して、サプライチェーンを対象とする「注意義務計画」の策定と実施が義務化されている。

項目	内容
対象企業	■ 以下の条件を満たすフランス企業【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ● フランス国内の本社及び直接・間接子会社で、2連続会計年度末時に合計5,000人以上の従業員を雇用している企業 ● フランス国内の本社及びフランス国内外の直接・間接子会社で合計1万人以上の従業員を雇用している企業
環境関連リスクの定義	■ 具体的な定義無し【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ● 注意義務計画の対象は、企業活動から生じる、人権及び基本的自由、個人の健康と安全、環境に対する重大な損害
企業の義務	■ 以下の要素を含む、注意義務計画の策定と効果的な実施【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ● リスクを特定、分析、優先順位付けするためのリスクマッピング ● リスクマッピングに沿った、子会社及び商取引関係のある下請け会社又はサプライヤーの状況に対する定期的な評価手続き ● リスクを軽減、または深刻な損害を防止するための適切な措置 ● 労働組合団体との協議の上で確立された、リスクの存在または顕在化に関する警告・通報制度 ● 実施措置の追跡調査及び有効性を評価する対策 ■ 注意義務計画及びその効果的な実施に関する報告書の公表【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】 ■ 注意義務計画は、ステークホルダーと協働して作成されることが意図され、場合によっては、関連会社又は地域レベルで複数のステークホルダーとの間で作成される。【第1条/商法第L225-102-4条I.の改正】
罰則	■ 義務の履行を命じられた企業が命令日から3か月以内に義務を果たさない場合、管轄裁判所が、当該問題のステークホルダーの申立てに応じて、当該企業に義務の履行を厳命し、必要に応じて罰金を科す。【第1条/商法第L225-102-4条II.の改正】 ■ 義務違反については、違反者が責任を負い、履行すべき義務の実施によって回避できたであろう損害を補償する。【第2条/商法第L225-102-5条II.の改正】

ドイツ: サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法の概要

- 2021年6月、サプライチェーンDD法が成立。2023年1月より、ドイツ国内に拠点を置く一定規模以上の企業に対して、サプライチェーン上の人権・環境DDの実施が義務化されている。

項目	内容
対象企業	■ ドイツ国内に本社、主要な事業所、管理本部、登記上の事務所を置く企業【第1条】 ● ドイツ国内の従業員数が3,000人以上の企業は2023年1月1日より、同1,000人以上の企業は2024年1月1日より適用対象
環境関連リスクの定義	■ 以下の国際条約上の禁止事項のいずれかに違反する十分な可能性がある状態【第2条(3)】 ● 水銀に関する水俣条約 ● 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(PoPs条約) ● 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約 ■ 上記に加え、人権リスクの定義の一部にも、環境に関連する内容が含まれる【第2条(2)】 ● 人の健康被害等を生じさせる、有害な土壌変化、水質汚染、大気汚染、騒音の放出、水の過剰な消費 ● 生計のために利用されている土地、森林及び水源の違法な占有剥奪・奪取
企業の義務	■ 以下の要素を含む、サプライチェーンにおける人権・環境DDの実施【第3～10条】 ● リスク管理体制の構築、モニタリング責任者の選定 ● 定期的なリスク分析の実施 ● 方針の公表、自らの事業及び直接サプライヤーに対する予防措置 ● 是正措置の実施 ● 苦情処理手続きの構築 ● 間接サプライヤーのリスクに関するDDの実施(違反に関する裏付けのある具体的な情報がある場合) ● 文書化及び報告 ■ DD義務の適切性は、「事業活動の性質と範囲」「リスクや義務違反の当事者に対する影響力」「違反の重大性・可逆性・発生可能性」「リスクや義務違反に対する因果関係の寄与の性質」に従って決定される。【第3条(2)】
罰則	■ 民事責任は生じない【第3条(3)】 ■ 故意または過失による違反時の罰金(最大80万ユーロ、ただし平均年間売上高4億ユーロ以上の企業は、最大で平均年間売上高の2%)や公共調達からの排除【第22、24条】

EU: 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令の概要 (1/4)

- 2024年7月、企業サステナビリティDD指令(CSDDD)が発効。最短で2027年7月より、EU域内外の一定規模以上の企業に対して、バリューチェーン上(※)の人権・環境DDの実施が義務化されている。

※ 条文では、「活動の連鎖(chain of activities)」と記載。「原料、製品又は製品の部品の設計、抽出、調達、製造、輸送、保管及び供給、ならびに製品・サービスの開発を含む、企業の上流側の活動」と「製品の流通、輸送、保管に関連する企業の下流側の活動」が対象に含まれる。

項目	内容
対象企業	■ 以下の条件を満たすEU域内企業【第2条1】 ① 直近会計年度における平均従業員数が1,000人超、かつ、全世界売上高が4.5億ユーロ超 ② 連結グループで①の要件を満たすグループの最終親会社 ③ EU域内にてフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近会計年度におけるロイヤルティが2,250万ユーロ超、かつ、当該企業又はグループの全世界売上高が8,000万ユーロ超 ■ 以下の条件を満たすEU域外企業【第2条2】 ④ 直近会計年度の前会計年度におけるEU域内売上高が4.5億ユーロ超 ⑤ 連結グループで④の要件を満たす企業グループの最終親会社 ⑥ EU域内にてフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近会計年度の前会計年度におけるEU域内でのロイヤルティが2,250万ユーロ超、かつ、当該企業又はグループEU域内売上高が8,000万ユーロ超
適用開始時期	■ EU域内企業【第37条(a)(b)】 ● 平均従業員数が5,000人超、かつ全世界売上高が15億ユーロ: 2027年7月 ● 平均従業員数が3,000人超、かつ全世界売上高が9億ユーロ: 2028年7月 ● 平均従業員数が1,000人超、かつ全世界売上高が4.5億ユーロ、及び③に該当する企業: 2029年7月 ■ EU域外企業【第37条(c)(d)】 ● EU域内売上高が15億ユーロ: 2027年7月 ● EU域内売上高が9億ユーロ: 2028年7月 ● EU域内売上高が4.5億ユーロ、及び⑥に該当する企業: 2029年7月

EU: 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令の概要 (2/4)

項目	内容
環境への 悪影響の定義	■ 以下の国際条約上の禁止事項及び義務違反に起因する環境への悪影響。関連する国内法を考慮する。【第3条(b)、Annex Part2】 ● 生物多様性条約 ● 絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約) ● 水銀に関する水俣条約 ● 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(PoPs条約) ● 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 ● オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ● 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約 ● 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約) ● 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約) ● 船舶による汚染防止のための国際条約 ● 国連海洋法条約 ■ 上記に加え、人権への悪影響の定義の一部にも、環境に関連する内容が含まれる 【第3条(b)、Annex Part1】 ● 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」ならびに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に沿って解釈される、有害な土壌の変化、水質汚染、大気汚染、有害な排出物、過剰な水の消費、土地の劣化、森林伐採などの天然資源への影響など、測定可能な環境の劣化を引き起こすことの禁止 ● 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」ならびに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に沿って解釈される、土地と資源に対する個人、集団、共同社会の権利、および生計手段を奪われない権利(森林伐採によるものを含めて、土地、森林、水域の取得、開発、その他の利用における、土地、森林、水域での不法な立ち退き・収奪の禁止)

EU: 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令の概要 (3/4)

項目	内容
企業の義務	■ 以下の行為による、リスクベースの人権・環境DDの実施【第5、7～16条】 ① DDを方針及びリスク管理システムに組み込む - 方針の策定時には従業員及びその代表者との事前協議が必要 - 方針には、「DDに関する自社のアプローチ」「自社・子会社・取引先が遵守する行動規範」「関連方針にDDを統合し実行するためのプロセス」のすべてを含むことが必要 ② 実際の又は潜在的な悪影響の特定・評価・優先順位付け - 発生可能性及び深刻度が最も高いと思われる一般的な領域を特定するため、バリューチェーンのマッピングを行う - マッピングの結果に基づき、悪影響の発生可能性及び深刻度が最も高いと特定された領域について、詳細な評価を行う - 詳細な評価を行う際、合理的であれば、悪影響が発生する可能性が最も高い取引先から直接情報を得ることを優先 - 特定した全ての悪影響を同時に、かつ、全範囲において防止・軽減・停止・最小化できない場合、悪影響の深刻さと発生可能性に基づいて、優先順位付けを行う ③ 潜在的な悪影響の防止・軽減、実際の悪影響の停止・最小化・是正 - 潜在的な又は実際の悪影響との関わり方を十分に考慮する - 関連する場合、明確な期限及び改善指標を伴う行動計画の策定、直接取引先による行動規範及び防止行動計画の遵守に関する契約上の保証取得、設備・生産・業務プロセスへの投資・更新等、事業計画・戦略等の修正・改善、取引先の中小企業に対する金銭的・非金銭的な支援、他の団体との協力を行う - 取引関係の停止は最後の手段として用いる - 実際の悪影響を引き起こした、または共同で引き起こした場合、是正措置を提供する ④ ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメント - ステークホルダーとの協議は、悪影響の特定・評価・優先順位付けに必要な情報収集、予防・是正計画の策定、取引関係の終了・一時停止の決定、悪影響を是正する適切な措置の採用、モニタリング指標の設定(必要に応じて)、の各段階で行う - 企業は、効果的かつ透明性のある協議を実施するために、適宜、関連する包括的な情報を提供 - ステークホルダーとの効果的な対話が合理的に不可能な場合、信頼可能な専門家と追加的に協議する

EU:企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令の概要（4/4）

項目	内容
企業の義務 (続き)	■ 以下の行為による、リスクベースの人権・環境DDの実施【第5、7～16条】 ⑤通知制度及び苦情処理手続きの確立・維持 - (a)悪影響の影響を受けるか、その可能性があると合理的根拠に基づき信じる者、及びその代理人(市民社会組織等)、(b)活動の連鎖で働く個人を代表する労働組合等、並びに(c)環境への悪影響に関する経験を有する市民社会組織が、苦情を申し出るために、公平で、一般に公開されアクセス可能で、予測可能で、透明な手続きを確立する ⑥DD方針及び対策の有効性のモニタリング - 最低でも12か月ごとに、定期的に、また、重大な変化が生じた際は遅滞なく、DDの実施状況、適切性及び有効性を評価する ⑦DDに関する情報の公表 - 年次報告書をウェブサイトで公表する(報告内容は2027年3月末までに欧州委員会が委任法により定める) - 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づく開示義務の適用対象企業には、CSDDDDに基づく開示義務は適用されない ■ 以下の内容を含む、気候変動緩和のための移行計画の策定・実施【第22条】 ● 科学的根拠に基づく、2030年及び2050年までの5年毎の気候変動緩和に関する目標 ● スコープ1, 2及びスコープ3の重要カテゴリのGHG排出削減目標(総量の絶対値) ● 目標達成のための主要な活動の説明 ● 移行計画のための投資や資金調達の説明及び規模 ● 移行計画に関する管理・経営・監督機関の役割の説明
罰則	■ 罰金(当該違反企業の罰金を科される直近会計年度における全世界売上高の少なくとも5%を上限)【第27条】 ■ 悪影響の防止・停止・是正に関する義務を故意又は過失により遵守しなかった場合の民事責任【第29条】
その他	■ 欧州委員会は、2027年までに、取引先における悪影響の防止・停止のための自主的なモデル契約条項に関する指針を採択する ■ 欧州委員会は、2027年までに、DDに関する一般的、セクター別、又は特定の悪影響等に関するガイドラインを発行する

(参考)EUの森林減少ゼロ製品規則

- 森林減少ゼロ製品規則など、セクターや製品に特化したDDを義務付ける海外法令も存在。
- 企業が収集すべき情報は個別具体的であるが、求められるDDの要素は共通している。

項目	内容
対象企業	■ 商業活動として対象製品をEU市場で輸出入する事業者(operator)【第2条、第4条】 ■ 上記の事業者以外で、商業活動として対象製品を流通・消費・使用するためにEU市場に供給するサプライチェーン上の取引業者(trader)【第2条、第5条】
対象製品	■ 以下を含む、又は餌とした、あるいは用いて生産された、製品【Annex I】 ● ①牛(生きた牛、肉、皮革等)、②カカオ(カカオ豆、チョコレート等)、③コーヒー豆、④アブラヤシ(パーム油、グリセリン、オレイン酸等)、⑤ゴム(天然ゴム、タイヤ等)、⑥大豆(大豆、大豆油等)、⑦木材(丸太、木炭、製材品、紙・パルプ、書籍、家具等)
企業の義務	■ 以下のいずれかに該当する、または該当するリスクを無視できない対象製品の輸出入・供給を禁止【第3条】 ● 2020年末以降に、人為的か否かを問わず森林から農地に転換した土地で生産された製品を含む、又は餌とした、あるいは用いて生産された対象製品 ● 2020年末以降に、原生林・自然再生林から人工林に転換した土地で伐採された木材を含む、または用いて生産された対象製品 ● 生産国の法令に違反して生産された対象製品 ● 事業者及び取引業者の「DDステートメント」が扱っていない対象製品 ■ 事業者及び中小企業以外の取引業者は、対象製品の輸出入時に以下の要素からなるDDを実施するとともに、当局へ事前にDDステートメントを提出し5年間保管する。DDの手順・措置は年1回以上見直す。【第4~5条、第8~12条】 ● 対象製品の名称、数量、生産国、生産された土地区画の位置情報、生産時期、サプライヤーの情報、生産国の法令遵守を示す情報を収集・整理・保管 ● 収集した情報について、生産国における森林減少・劣化の状況や、先住民との協議状況等を考慮し、規則の不遵守リスクを評価 ● 不遵守リスクを無視できない場合は、追加の情報収集、調査・監査、サプライヤーの能力構築支援等によりリスクを軽減 ● 事業者の名称・住所、対象製品の名称・数量・生産土地区画の位置情報、参照した他者のDDステートメント、取り扱う製品に森林減少・劣化のリスクが無い又は無視可能であることを確認した旨の宣言をDDステートメントに記載する
罰則	■ 不遵守状態の是正、当該関連製品の輸出入・供給の停止や撤去・回収、当該関連製品の寄付又は廃棄等【第24条】 ■ 違反時の罰金(最大でEU域内年間売上高の4%)や当該製品の没収、当該製品の取引による収益の没収、公共入札や補助制度からの除外(最大12か月)等【第25条】

(出所) 欧州連合「REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010」を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(参考) クリーンで健康かつ持続可能な環境へのアクセスと人権に関する国連決議

- 国連総会は、2022年7月、クリーンで健康かつ持続可能な環境へのアクセスは普遍的人権であることを宣言する決議 (A/RES/76/300 The human right to a clean, healthy and sustainable environment) を採択。
- 同決議は、気候変動の影響、天然資源の持続不可能な管理と消費、大気・土地・水の汚染、化学物質及び廃棄物の不適切な管理、これらに伴う生物多様性の喪失と生態系サービスの低下が、クリーンで健康かつ持続可能な環境の享受を妨げ、環境破壊が直接的・間接的にすべての人権に負の影響を与えている、との認識を提示。
- その上で、各国政府、国際機関、企業、その他の関連するステークホルダーに対して、すべての人のためにクリーンで健康かつ持続可能な環境を確保する努力を拡大するよう呼びかけ。

環境デュー・ディリジェンスと開示制度との関係（1/3）

- EUでは、2022年12月、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が成立し、2023年1月より発効。2018年より施行済みの非財務情報開示指令（NFRD）を改定し、サステナビリティに関する情報開示義務の適用対象拡大（一部のEU域外企業も対象となる）や開示項目の詳細化が行われた。
- CSRDでは、DDに関する情報が開示項目として規定されているだけでなく、開示要件や項目の詳細を定める委任規則（欧州サステナビリティ報告基準：ESRS）において、DDプロセスの実施が情報開示（マテリアリティ評価）の前提として位置付けられている。

委任規則 ESRS 1: 一般要件	DDに関連する開示要件、又は開示項目の概要
サステナビリティ開示の基礎としてのダブルマテリアリティ	■ 負の影響のマテリアリティ評価は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」及びOECD多国籍企業行動指針の国際規範が定義するDDのプロセスの結果として判明する。実際の負の影響のマテリアリティは影響の深刻度に、潜在的な負の影響のマテリアリティは影響の深刻度及び可能性に基づく。深刻度は、規模、範囲、不可逆性に基づく。潜在的な人権への負の影響の場合は、影響の深刻度が可能性よりも優先される。【para 45】 ■ マテリアリティ評価により、特定の影響・リスク・機会に対する行動が、他のサステナビリティ事項に関するマテリアルな負の影響・リスクを引き起こし得る状況が特定される場合がある（例：脱炭素化に向けた特定製品の廃止が従業員に負の影響を与え、余剰人員への支払いがリスクになる等）。そのような場合、行動に伴う負の影響・リスクを、それを生じさせる行動とともに開示し、どのように対処しているかを説明する。【para 52~53】 ■ マテリアルな影響・リスク・機会を理解するために必要な場合は、国別、特定の場所・資産ごとにわけて報告する。【para 54】
デュー・ディリジェンス	■ DDの結果は、企業のマテリアルな影響やリスク・機会の評価に反映される。【para 58】 ■ DDとは、企業が、事業に関連する環境や人々に対する実際の、又は潜在的な負の影響を特定・防止・緩和し、説明責任を果たすためのプロセスである。これには、企業自身の事業、及びその製品・サービスを通じて、又は事業関係を通じた上流及び下流のバリューチェーンに関連する負の影響が含まれる。【para 59】

環境デュー・ディリジェンスと開示制度との関係（2/3）

委任規則 ESRS 2:一般開示項目	DDに関連する開示要件、又は開示項目の概要
GOV-2 管理・経営・監督機関に提供された情報及び対処したサステナビリティ事項	■ 関連する委員会を含む管理・経営・監督機関が、<u>マテリアルな影響、リスク・機会、DDの実施、及びこれらに取り組むための方針・行動・指針と目標の結果及び有効性について、誰から、どの程度の頻度で報告を受けているか</u> ■ 管理・経営・監督機関が、<u>企業の戦略、主要取引に関する意思決定、及びリスク管理プロセスを監督する際に、影響やリスク・機会をどのように考慮しているか</u>。また、これらの影響、リスク・機会に関連するトレードオフを考慮しているか ■ 管理・経営・監督機関、又は関連する委員会が、報告対象期間中に<u>検討したマテリアルな影響、リスク・機会のリスト</u>
GOV-4 デュー・ディリジェンスに関する声明	■ <u>DDプロセスな主要な側面とステップが、サステナビリティ報告書のどこに、どのように反映されているか</u>について説明するマッピング（対照表など）
SBM-2 ステークホルダーの関心・見解	■ 主要なステークホルダー、ステークホルダーとのエンゲージメントの有無、エンゲージメントの方法と目的、エンゲージメントの成果がどのように考慮されているか ■ <u>DDプロセス及び/又はマテリアリティ評価プロセスで分析した範囲</u>における、企業の戦略・ビジネスモデルに関連する<u>主要なステークホルダーの関心・見解</u> ■ 該当する場合は、戦略及び/又はビジネスモデルの修正（ステークホルダーの関心・見解に対応するための修正方法・予定、計画されている追加措置とそのスケジュール、これらの措置がステークホルダーの関心・見解を変え得るか） ■ 企業のサステナビリティ関連影響による<u>影響を受けるステークホルダーの関心・見解が、管理・経営・監督機関に通知されているか、どのように通知されているか</u>
SBM-3 マテリアルな影響、リスク・機会と戦略・ビジネスモデルとの相互関係	■ マテリアルな負及び正の影響が、人々又は環境にどのような影響を与えているか（潜在的な影響の場合は、与える可能性が高いか）／など
IRO-1 マテリアルな影響、リスク・機会の特定・評価プロセス	■ DDプロセスを情報源とする、<u>人々や環境に与える潜在的及び実際の影響を特定・評価・優先順位付けし、モニタリングするプロセス</u>の概要 ■ 上記のプロセスにおいて、<u>悪影響のリスクが高まる活動・事業関係・地理的要因の考慮</u>、自らの事業活動や事業関係の結果として関与する影響の考慮、<u>影響を受けるステークホルダーや外部専門家との協議、深刻性及び可能性に基づく優先順位付け</u>を行っているか／など

（出所）欧州委員会「COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2023/2772 of 31 July 2023 supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards」に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

環境デュー・ディリジェンスと開示制度との関係（3/3）

委任規則 ESRS 2:一般開示項目	DDに関連する開示要件、又は開示項目の概要
MDR-P マテリアルなサステナビリティ事項を管理するための方針	■ <u>マテリアルなサステナビリティ事項を管理するために採用した方針</u>に関する情報 ● 目的、関連するマテリアルな影響、リスク・機会、モニタリングのプロセス、適用範囲、方針の実施に責任を負う上級の役職、方針を通じて尊重する第三者基準やイニシアティブ（該当する場合）、主要なステークホルダーの関心の考慮（該当する場合）、潜在的に影響を受けるステークホルダーや当該方針の実施を支援する必要があるステークホルダーに対する当該方針の提供有無と方法
MDR-A マテリアルなサステナビリティ事項に関連する行動とリソース	■ 報告対象年度に実施された主要な行動及び今後計画されている主な行動のリスト、それらの期待される成果、および関連する場合、それらの実施が政策の目的・目標の達成にどのように貢献するか ■ 主要な行動の範囲 ■ 主要な行動の完了を意図する時期 ■ 該当する場合は、実際のマテリアルな影響により被害を受けた人々への救済措置の提供、救済措置への協力、又は救済措置の提供の支援のために実施した主な行動
MDR-M マテリアルなサステナビリティ事項に関連する指標	■ <u>マテリアルな影響、リスク・機会に関するパフォーマンス及び有効性を評価するための指標</u>
MDR-T 目標を通じた方針及び行動の有効性の追跡	■ マテリアルな影響、リスク・機会に対処するための行動の有効性を企業が追跡しているかどうか、およびその方法（使用する評価基準を含む） ■ マテリアルな影響、リスク・機会に関して、方針の目的を達成するための、測定可能な、期限付きかつ成果志向の目標 ■ 目標に向けた全体的な進捗状況 ■ 測定可能で期限付きかつ成果志向の目標を設定していない場合、マテリアルな影響、リスク・機会に対処するための行動の有効性を追跡し、方針目標の達成に向けた進捗を測定しているかどうか、またその方法 ■ マテリアルなサステナビリティ事項ごとに、ステークホルダーが目標設定に関与しているかどうか、またその方法

ドイツにおけるDD関連の苦情申し立ての状況

- サプライチェーンDD法の成立以降、企業に対して以下の苦情申し立てが行われている。内容はいずれもドイツ国外のサプライヤー、又は海外工場における人権侵害が対象。
- 人権侵害(又はそのリスク)が存在しているにも関わらず対応が十分でないことや、影響を受けるステークホルダーとの対話が十分でないことが苦情申し立ての焦点になっていると考えられる。

時期	対象企業	業種	対象国・地域	原告	苦情申し立ての内容	苦情申し立て後の状況
2023/4/24	IKEA, Amazon	繊維・アパレル	バングラデシュ	バングラデシュ全国縫製労働者連盟ほか	✓ 労働者の健康・安全や職場の安全改善を目的とした「バングラデシュにおける火災予防及び建設物の安全に関わる協定」やその後継である「繊維・縫製産業における健康と安全のための国際協定」に未署名であり、<u>サプライチェーン上の</u>人権リスクを防止する責任を意図的に回避している。	連邦経済・輸出管理局(BAFA)からの公式リリースは無し。
2023/6/21	VW, BMW, メルセデス・ベンツ	自動車	中国(新疆ウイグル自治区)	欧州憲法・人権センターほか	✓ <u>サプライヤー工場における強制労働リスクに適切に対応していることを証明する文書を提示していない。</u> ✓ 連邦経済・輸出管理局(BAFA)は、当該企業がサプライヤー施設内でどのように人権基準をモニタリングし、遵守を確保しているかを直ちに調査すべき。	
2023/11/3	Rewe, Edeka	食品小売	エクアドル、コスタリカ	Oxfamほか	✓ <u>サプライヤー</u>である果物農園における労働者の人権侵害(低賃金、農業からの保護が無い劣悪な労働条件、労働組合への弾圧)に対応していない(<u>認証制度の利用だけで問題が解決されていない</u>)。 ✓ 現地の労働組合や労働者との対話を軽視している。	
2024/4/3	メルセデス・ベンツ	自動車	米国	全米自動車労働組合	✓ 同社の<u>米国工場</u>において労働者の人権を侵害(CEOからの書簡、強制的な会合、不当解雇等の積極的な反労働組合活動を実施)している。	
2024/6/21	Levi's, Hugo Boss, Inditex	繊維・アパレル	トルコ	Clean Clothes Campaignほか	✓ <u>サプライヤー工場</u>での人権侵害(違法な大量解雇や労働者の逮捕、脅迫や暴力、賃金窃盗、労働者のブラックリストの作成など、結社の自由に対する弾圧)に対応していない。 ✓ サプライヤーに対する調査結果を無視し、<u>証拠と影響力を有しているにも関わらず、不正を放置している。</u>	

フランスにおけるDD関連の訴訟の状況（1/3）

- 注意義務法の成立以降、企業に対して12件の訴訟が行われている。内容の多くは、フランス国外の事業、サプライヤー、サービス提供先で発生した事象が対象。訴訟の一部は判決も示されている。
- 主に、リスクの特定・評価が十分でないことが訴訟の焦点になっていると考えられる。

時期	対象企業	業種	対象国・地域	原告	訴訟の対象・内容	訴訟後の状況
2019/10/23	TotalEnergies	エネルギー	ウガンダ、タンザニア	Friends of the Earth Franceほか	✓ 油田開発・パイプライン建設による土地強制収容・環境破壊 ✓ 同社の注意義務計画に記載されているリスクは一般的な内容で、部門別・地域別・活動の種類別や企業/サプライヤー別等の詳細なリスクの提示や優先順位付けがなされていない ✓ 社会・環境影響評価を踏まえて計画されている予防・緩和策では深刻かつ不可逆的な環境破壊を防止できず、地域住民の移住措置も効果的に実施されていない	一審にて請求を棄却
2020/1/28	TotalEnergies	エネルギー	全世界	Notre Affaire à Tousほか	✓ 気候変動に関する注意義務の不足 ✓ 同社の注意義務計画にはリスクのリストが掲載されているのみでリスクマッピングとして不十分であり、気候変動問題に対する同社の責任の重大性が考慮されていない ✓ 取組や目標がパリ協定の1.5℃目標に整合しておらず、リスクの軽減・防止策として不十分	手続き係争中
2020/10/23	EDF	電力	メキシコ	イダルゴ同盟代表者ほか	✓ 風力発電所の建設による土地の強制収容 ✓ 同社の注意義務計画には断片的かつ一般的なリスクしか含まれていない ✓ 建設地が先住民の領土内であるにも関わらず、国際人権規約に基づくFPICを怠っている	手続き係争中
2021/3/3	Casino	食品小売	ブラジル、コロンビア	Mighty Earthほか	✓ サプライヤーである牛肉生産者による違法な森林伐採、土地の強制収容 ✓ 多数の報道や証拠があるにも関わらず、当該地域を注意義務の対象範囲に含めず、サプライチェーンのモニタリング・方針実行を怠っている	審議中

（注） 訴訟の対象が環境への悪影響に関連するものを色付け

フランスにおけるDD関連の訴訟の状況（2/3）

時期	対象企業	業種	対象国・地域	原告	訴訟の対象・内容	訴訟後の状況
2021/6/27	Suez Groupe（現 Vigie Groupe）	その他サービス	チリ	国際人権連盟ほか	✓ 飲料水処理プラントでの事故による水質汚染・健康被害 ✓ 事故の発生後に公表された同社の注意義務計画は、<u>同様の危機の再発を回避する上で不十分</u>	一審・二審にて請求を棄却
2021/12/22	フランス郵政公社（La Poste）	その他サービス	フランス	SUD PTTほか	✓ <u>子会社</u>における労働安全衛生等の不備 ✓ 同社の注意義務計画は、<u>リスクマッピング</u>、下請業者及びサプライヤーのリスト、<u>リスクマッピングに基づく下請け業者の評価手順</u>、<u>労働組合との協議により確立された警告・報告メカニズム</u>が不十分 ✓ 適切な対策（労働者の健康・安全リスク（COVID-19含む）の軽減措置、違法な労働力貸与を回避する措置、心理社会的リスクの防止、無申告労働の防止措置）及び注意義務をモニタリングするシステムの確立が必要	<u>一審にて請求を認諾</u>
2022/3/23	Yves Rocher	化粧品	トルコ	Sherpaほか	✓ <u>子会社</u>における不当解雇・結社の自由の侵害 ✓ <u>原告からの指摘</u>を受けるまで注意義務計画が公表されておらず、公表された計画においても、<u>当該子会社による人権侵害リスクや予防措置への言及が無い</u>	審議中
2022/7/29	Idemia	情報通信	ケニア	Data Rightsほか	✓ 生体認証データの取得・利用に伴う人権侵害リスク ✓ 同社がケニア政府に販売した生体認証データを用いるデジタルIDシステムについて、人権侵害リスクがあるにも関わらず、同社の<u>注意義務計画で当該リスクが考慮されていない</u>	和解
2023/1/9	Danone	食品	全世界	Client Earthほか	✓ <u>プラスチック廃棄物汚染</u>に関する注意義務の不足 ✓ 同社は世界で最もプラスチック廃棄物汚染を引き起こしている企業の上位10社に含まれ、かつ同社のプラスチック使用量は増加しているにも関わらず適切な措置が採用されていない ✓ <u>プラスチック使用（生産段階から廃棄段階まで）が環境・気候・健康・人権に与える影響のマッピング、プラスチックフットプリントの完全な評価</u>、評価に基づく定量的かつ期限付の脱プラスチック計画の策定・実行が必要	審議中

（注） 訴訟の対象が環境への悪影響に関連するものを色付け

現時点で唯一、原告の請求（の一部）が判決で認められた事例

フランスにおけるDD関連の訴訟の状況（3/3）

時期	対象企業	業種	対象国・地域	原告	訴訟の対象・内容	訴訟後の状況
2023/2/23	TotalEnergies	エネルギー	イエメン	Mena Rights Groupほか	✓ 筆頭株主として39.6%の権益を保有するLNGプラント（紛争中のためイエメン政府が接收・UAE軍が占領し操業停止中）における人権侵害 ✓ 当該LNGプラント内で、UAE軍が犯したとされる拘束・拷問の被害を受けたイエメン人2名への賠償 ✓ UAE軍による人権侵害の疑いが報告されているにも関わらず、当該子会社が注意義務計画に含まれていない	審議中
2023/2/23	BNP Paribas	金融	全世界	Notre Affaire à Tousほか	✓ 気候変動（石油・ガスプロジェクトへのファイナンス）に関する注意義務の不足 ✓ 同社は欧州最大かつ世界5番目の化石燃料関連の資金提供者であり、気候変動に大きく関与。2030年までに石油・ガスの採掘・生産に対する融資残高を削減するという目標では不十分であり、新たなプロジェクトへの資金提供を直ちに中止し、セクターからの撤退計画を採用すべき	審議中
2023/2/24	BNP Paribas	金融	ブラジル	Comissão Pastoral da Terraほか	✓ 融資先の牛肉生産者による違法な森林伐採、土地の強制収容 ✓ 森林伐採、先住民の土地の強制収容、牧場での強制労働に関与しているとされる企業に対し、十分なDD無しに資金を提供している ✓ 同社の注意義務計画は、森林伐採をリスクとして特定しているが、関連する土地の強制収容、強制労働、畜産由来のメタン排出がリスクとして特定されておらず、適切な防止・軽減策が取られていない	審議中

（注） 訴訟の対象が環境への悪影響に関連するものを色付け

フランスにおけるDD関連の訴訟事例：フランス郵政公社

- フランス郵政公社の労働組合であるSUD-PTTらは、2021年12月、同社のグループ会社が数百人の不法滞在者を下請け契約で常態的に就労させていることや、グループ内の労働安全衛生作業手順が注意義務法に違反していると指摘し、同社を提訴。
- パリ司法裁判所は、2023年12月、同社の注意義務計画は不十分であるとの判決を下した。

【原告の請求を認め、フランス郵政公社に命じた内容】

- ✓ リスクを特定・分析・優先順位付けするためのリスクマップを作成し、注意義務計画を完成させる
(防止・軽減措置の実施後の正味リスクに基づく優先順位付けや非常に一般的なレベルの記述では、優先事項として実行・強化すべき行動を特定できない。また、リスクの性質と深刻度・優先順位付けの基準を十分に文書化する必要がある)
- ✓ リスクマップで特定された特定のリスクに応じて、下請業者を評価する手順を確立する
- ✓ 既に存在するメカニズムでの意見収集に限定せず、労働組合との協議の上で設置した早期警戒メカニズムで注意義務計画を補足する
- ✓ リスクの防止・軽減措置は、一般的な意思表示や方針・コミットメントの想起では不十分であり、特定したリスクに対して効果的かつ十分に具体的で、測定可能な結果をもたらす可能性が高いものでなければならない
- ✓ 注意義務措置の有効性を評価するためのモニタリングシステムを導入する

【原告の請求を棄却した点】

- ✓ 下請業者による無申告労働の防止、下請取引に関連した交渉や不正な人材貸与の状況、心理社会的リスクの防止、ハラスメントとの闘いに関するセーフガード措置の確立
(裁判所が企業やそのステークホルダーに代わり、正確かつ詳細な措置の導入を求めることはできない)
- ✓ 同社の注意義務計画の実施と評価において、下請業者リストの公表は不可欠ではない
- ✓ 同社が注意義務計画を毎年更新していることから、罰金措置は課さない

(参考)オランダにおける企業の気候変動対応に関する訴訟事例: Shell

- 環境NGOのFriends of the Earth Netherlandsらは、2019年4月、Royal Dutch Shell(現Shell)グループによるCO2排出量は気候変動に大きく関与※しており、オランダ民法が定める不法行為への注意義務に反するとして同社を提訴。グループ全体の排出量(スコープ1~3)を2030年までに2010年比45%削減し、2050年までにゼロにするよう求めた。

※人為的なCO2排出量の1.8%に関与していると指摘

- オランダ・ハーグ地方裁判所は、2021年5月、原告の訴えを認め、同社に対してグループ全体の排出量(スコープ1~3)を2030年までに2019年比45%削減するよう命じた。

【判決にあたり考慮された事項】

- ✓ ShellグループによるCO2排出量はオランダを含む多くの国の排出量を上回っており、オランダ及びワッデン地域における地球温暖化及び気候変動の一因となっている
- ✓ 気候変動による危険の性質と深刻さは様々な施策による影響を受け、オランダ及びワッデン地域に与える危険には不確実性があるが、深刻かつ不可逆的であることとは関係しない
- ✓ オランダ及びワッデン地域における気候変動の深刻かつ不可逆的な影響は、地域住民の人権に対する脅威である
- ✓ 法律で明文化されていない注意義務の解釈においては、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従う
- ✓ スコープ1排出量の削減は結果に対する義務、スコープ2及びスコープ3排出量の削減は重大な最善の努力義務である / など

環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類

- OECDは、「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」にて「企業はリスクベースのDDを実施すべき」と規定するほか、業種横断的なガイダンスである「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」や業種別のガイダンスを策定・公表し、企業のDD実施を支援してきた。
- 近年では、OECDが、鉱業セクターを対象とする環境DDに関するガイダンスを新たに公表。
- フランスでは、政府による公式なガイダンスは無いが、NGOのSherpaが、注意義務法の遵守にあたり参照できるガイダンスを公表。
- ドイツでは、連邦政府がサプライチェーンDD法の遵守にあたり参照できるガイダンスを策定し、リスクの特定・評価、苦情処理手続き、DDの適切性、サプライチェーン上の協働について解説している。

地域・国	近年公表されたガイダンスの名称	公表時期
国際	OECD「鉱物サプライチェーンにおける環境DDハンドブック」	2023年9月
	TNFD「先住民族、地域コミュニティ、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントに関するガイダンス」	2023年9月
フランス	Sherpa「注意義務計画参照ガイダンス」	2019年2月
ドイツ	連邦経済・輸出管理庁「サプライチェーンDD法に基づくリスク分析の実施ガイダンスーリスクの特定、比較衡量、優先順位付け」	2022年8月
	連邦経済・輸出管理庁「苦情処理の組織化、実施、評価ーサプライチェーンDD法に基づく苦情手続きに関するガイダンス」	2022年10月
	連邦経済・輸出管理庁「適切性ー人権侵害防止のためのDD法要求事項に沿った適切性の原則に関する資料」	2022年12月
	連邦経済・輸出管理庁「ガイダンスー義務を負う企業とそのサプライヤー間のサプライチェーンにおける協働」	2023年8月

環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類①

OECD「鉱物サプライチェーンにおける環境DDハンドブック」

- OECDは、2023年9月、鉱業セクターにおける環境リスクや環境への悪影響を考慮する際に参照可能な「鉱物サプライチェーンにおける環境DDハンドブック」を策定・公表。DDの6つのステップに沿って、環境リスクの考慮を統合するための視点を解説している。

【DDに環境リスクを統合するための視点】(一部抜粋)

- ステップ1: 責任ある企業行動(RBC)を企業方針及び経営システムに組み込む
 - 環境リスクの考慮をどのようにRBC方針とマネジメントシステムに統合できるか？
 - 既存の環境マネジメントシステムとOECDのRBC基準における環境DDとの関係は？／など
- ステップ2: 企業の事業、製品またはサービスに関連する実際の及び潜在的な悪影響を特定し、評価する
 - サプライチェーンにおける環境リスクと影響のスコーピング及び優先順位付けを行うにあたり、どのような要素を考慮できるか？
 - 環境リスクと影響に関する優先サプライヤーの詳細な評価を行うにあたり、どのような情報源やツールを利用することができるか？／など
- ステップ3: 悪影響を停止する、防止する及び軽減する
 - 著しい環境影響を引き起こしている、あるいはその一因となっているサプライヤーに対して、企業はどのような種類の防止・軽減策を合理的に期待できるか？／など
- ステップ4: 実施状況及び結果を追跡調査する
 - 自らの環境DD活動及びサプライヤーの環境DD活動の実施と効果をどのように追跡できるか？環境リスクに関するどのような情報を追跡できるか？／など
- ステップ5: 影響にどのように対処したかを伝える
 - 企業はどのような種類の環境DD情報を開示できるか？リスクベースのDDは、どのようにコミュニケーション活動をサポートできるか？／など
- ステップ6: 適切な場合 是正措置を行う、または是正のために協力する
 - 環境影響に関連する様々なタイプの救済とは何か？／など



環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類②

TNFD「先住民族、地域コミュニティ、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントに関するガイダンス」

- 自然資本関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)は、2023年9月、企業や金融機関が自然関連の依存、影響、リスク、及び機会に関連する人権問題に対応する上で、先住民族、地域コミュニティ、影響を受ける人々及びその他のステークホルダーと意味のあるエンゲージメントを行うことを支援するためのガイダンスを策定・公表。エンゲージメントは人権・環境DDの一環として統合的アプローチの下地になると記載。

【ガイダンスの概要】

■ エンゲージメントの準備

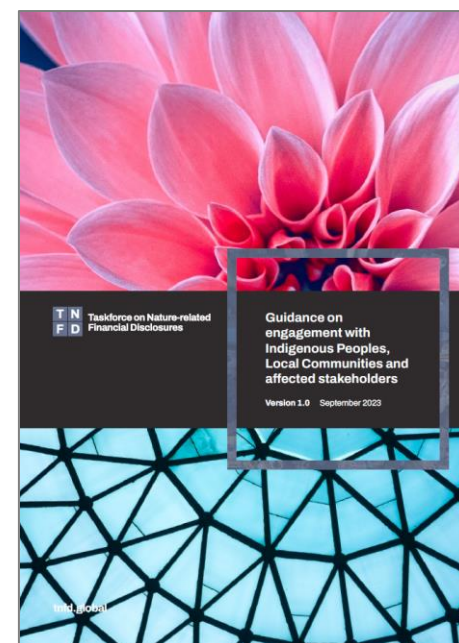
- ステークホルダー・エンゲージメントを組み込んだ方針、情報フローと説明責任の確立、効果的な苦情処理メカニズムと是正措置から成る**ガバナンスを構築**する
- **十分な資源配分**(人的及び財政的資源、時間、場合によっては技術的資源)
- ステークホルダー・エンゲージメントを**組織の戦略に組み込む**
- 先住民族、地域コミュニティ、影響を受ける**ステークホルダーをマッピング**する

■ エンゲージメントの設計と実施

- 自然の価値と人々への貢献を理解する
- エンゲージメントのプロセスにおいて**既存の原則を遵守**する
- エンゲージメントの実施形態は、情報を押し出す「**開示**」だけではなく、「**協議**」「**協働**」「**合意**」を**並行して、又はサイクルで実施**する
- 複数のステークホルダーによる**協調的で集団的な行動**が重要
- 意味のあるエンゲージメントを可能にするためには、先住民族、地域コミュニティ、影響を受けるステークホルダーには障壁が存在し、**能力構築の支援を必要とする場合がある**ことに留意

■ 行動とフィードバックのシステムとしてのエンゲージメント

- ステークホルダーの意見や提案を**経営レベルでの意思決定に統合**し、コミットメントや合意が確実に実施されるよう、**記録、報告、説明を行う仕組み**を設ける



環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類③

Sherpa「注意義務計画参照ガイダンス」

- フランスNGOのSherpaは、2019年2月、労働組合やNGOを含む市民社会が注意義務法への対応や知識を深められるよう、同法の理解や注意義務の要件を遵守するために維持・公表すべき要素を解説するガイダンスを策定・公表。同ガイダンスは、企業とステークホルダーとの対話における支援ツールとしても活用することが想定されている。

【ガイダンスの概要】

- リスクの特定・分析・優先順位付けを目的としたリスクマッピング
 - 国、製品、活動に応じて複数のマッピングを作成することが妥当
 - 分析と優先順位付けの目的は防止、軽減、是正の行動を優先付けすることであり、特定のリスクを除外することではない
- リスクマッピングに沿った、子会社及び商取引関係のある下請け会社又はサプライヤーの状況に対する定期的な評価手続き
 - リスクの特定と防止の基礎にギャップが生じないよう、予告監査と抜き打ち監査、調査、独立した第三者による予告無し訪問、自己評価、アンケートなどの手法を補完的に組み合わせて評価すべき
- リスクを軽減、または深刻な損害を防止するための適切な措置
 - 行動規範や倫理憲章などの道徳的誓約は「行動」を構成しない。
 - 軽減策及び防止策はステークホルダーと協議して決定すべき。
 - 活動や取引関係の過程において、企業は継続的に影響力を発揮し、発展させていくべき。
- 労働組合団体との協議の上で確立された、リスクの存在または顕在化に関する警告・通報制度
 - 制度が広く展開されるためには、必然的に複数の分散型ツールおよびプロセスに分割する必要がある
- 実施措置の追跡調査及び有効性を評価する対策
 - ステークホルダー、特に直接的な影響を受ける人々と協力して実施すべき
 - 注意義務のプロセス又は手段に関する指標（技術的、人的、財務的手段の展開を示すもの）と結果に関する指標（リスクの軽減・防止を示すもの）をモニタリングに用いることが有効



環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類④

連邦経済・輸出管理庁「サプライチェーンDD法に基づくリスク分析の実施ガイダンスーリスクの特定、比較衡量、優先順位付け」

- ドイツの連邦経済・輸出管理庁は、2022年8月、サプライチェーンDD法の条項及びDDのプロセスにおけるリスク分析の役割の解説するガイダンスを策定・公表。サプライチェーン上のリスク分析の対象となるスコープ及び実施タイミング、取り上げるべき課題、リスクの特定～重み付け～優先順位付けの実施手順、各プロセスで参照すべき情報などについて、架空の企業における事例を挟みながら解説している。また、優先順位の高いリスクに対する予防措置の講じ方についても解説している。

【ガイダンスの概要】(一部抜粋)

- 自社事業領域における定期的なリスク分析を行う場合の手順
 1. リスクの抽象的な考察: 自社事業領域において、どのような人権・環境関連リスクが存在するか？
 2. リスクとその比較衡量の具体的な特定、及び第3条2項と脚注12に記載された判断基準に基づく優先順位付け: 拠点や企業において、どのような具体的なリスクが存在するか？企業はどのようなリスクをどこで優先させなければならないか？
 3. 具体的なリスク考察(手順2)を自社事業領域におけるすべての企業・支店・拠点に漸次的に拡大: 自社事業領域全体においてどのような具体的なリスクが存在するか？

【架空の企業による例】

- ✓ 定期的なリスク分析及び状況に応じて行うリスク分析に基づき、企業は、(直接および間接サプライヤーのレベルで)原材料のサプライチェーンに沿って、多数のリスクに優先順位付けをした。
- ✓ 予防措置を策定する際、企業は、様々な措置を組み合わせている。自社の購買及び調達方法による助長度を検証し、適合させ、高リスクの直接サプライヤーのために、サプライチェーン深部のリスクに関する情報を含むトレーニングを開発し、サプライチェーン深部において優先的なリスク問題を対象とする使用可能な認証の利用を決定している。
- ✓ 個々の高リスク国において、企業は、提携先やマルチステークホルダー・イニシアティブと連携し、サプライチェーンの深部における影響力を高め、現地でのサプライチェーン構造の透明性の向上に努めている。



環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類⑤

連邦経済・輸出管理庁「苦情処理の組織化、実施、評価－サプライチェーンDD法に基づく苦情手続きに関するガイダンス」

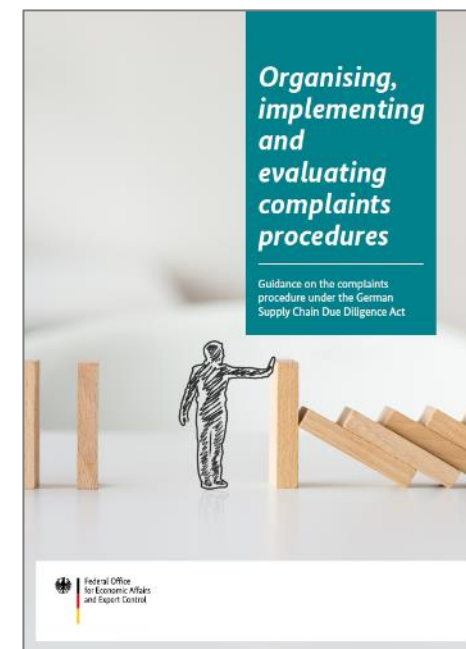
- ドイツの連邦経済・輸出管理庁は、2022年10月、サプライチェーンDD法における苦情処理手続きの組織化、実施、評価に関する要件を解説するガイダンスを公表。苦情処理システムの設置目的や、システムの対象となる主要グループの特定、苦情処理システムが満たすべき要件とともに、個人情報保護やアクセシビリティへの配慮等についても具体例を交えながら解説している。

【ガイダンスの概要】

- 苦情処理手続きの目的
 - 人権・環境リスクと実際の違反への対処
- 苦情処理手続きの対象者
 - リスクベースアプローチの観点で、最も重要な対象者は、社内外で影響を受ける可能性のある人々であり、リスク分析により特定される
- 苦情処理手続きの設計要件
 - 公に利用可能な手続き規則、適切で資格のある社内担当者、通報者の扱いと保護
- 苦情処理手続きへのアクセスに係る要件
 - 最も重要な対象者がアクセスできるよう、ステークホルダー・エンゲージメント等を通じて、障壁（不慣れ、言語、リテラシー、手続きへの信頼性、費用、アクセスの困難さ）に対応する

【架空の企業による例】

- ✓ 関連性があると特定された対象グループによる企業への苦情に対処するために、既存のどの手順を使用できるかを確認した。その結果、企業は、様々な対象グループのアクセスが大いに制限されており、一部のグループにはまったく利用できない手順であることが分かった。
- ✓ 企業は状況を改善するために、とりわけ、企業の従業員向けの社内苦情窓口と、社内外の担当者を対象としたコンプライアンスホットラインへのアクセスのしやすさを強化する予定である。企業自身のサプライチェーンにおいても、リスクの高い商品のサプライチェーン内でのアクセシビリティを継続的に改善するために、様々なマルチステークホルダー・イニシアチブや標準化団体と協力している。



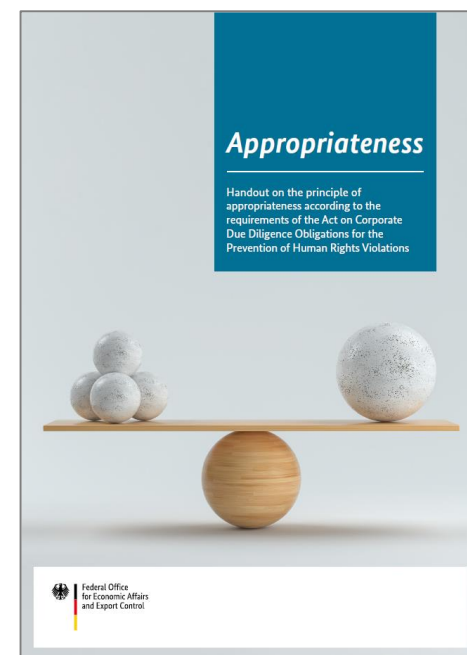
環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類⑥

連邦経済・輸出管理庁「適切性－人権侵害防止のためのDD法要求事項に沿った適切性の原則に関する資料」

- ドイツの連邦経済・輸出管理庁は、2022年12月、サプライチェーンDD法における「適切性」の概念を説明するとともに、個別のDD義務における適切性基準の適用を解説するガイダンスを策定・公表。

【ガイダンスの概要】

- リスク管理体制の構築と継続的な実施
 - リスク管理システムの確立においては、「企業自身のリスク傾向の概要」「リソース」「責任」「体制」を考慮する
 - リスク管理の継続的な見直しにおいては、「ステークホルダーの考慮」「措置の有効性」「リスク管理のレビュー」を考慮する
- 人権・環境関連リスクの特定、重み付け、および優先順位付け
 - 準備段階においては、「リソース」「体制」「既存の企業情報へのアクセス」を考慮する
 - リスク分析の実施においては、「十分な情報ベースの作成」「特定されたリスクの重みづけ」を考慮する
- 予防措置の選択と実施
 - 予防措置の選択と実施においては、「予防措置の定義と設計」「他のステークホルダーの巻き込み」「措置の有効性に関するレビュー」を考慮する
- 是正措置の策定と実施
 - 是正措置の策定と実施においては、「是正措置の定義と設計」「成功した措置のレビュー」「サプライヤーの巻き込み」「他の措置とのリンク」「有効性のレビュー」を考慮する
- 苦情処理システムの確立又は参加
 - 苦情処理システムへの確立・参加においては、「リスク分析の結果」「対象となるグループ」「アクセス可能性」「対象グループへの通知」「調整や追加リソースの要否」を考慮する



環境デュー・ディリジェンス関連のガイダンス類⑦

連邦経済・輸出管理庁「ガイダンスー義務を負う企業とそのサプライヤー間のサプライチェーンにおける協働」

- ドイツの連邦経済・輸出管理庁は、2023年8月、サプライチェーンDD法の義務を負う企業がサプライヤーとの間で適切な連携を行うために、DDの各プロセスにおいて検討すべき対策やアプローチを解説するガイダンスを策定。不適切なサプライヤー行動規範の例、法令適用対象外のサプライヤーが追う必要のない義務や、法令適用対象である取引先が求める情報等も解説している。

【サプライチェーンにおける協働に関する推奨事項】

■ リスク分析

- サプライヤーに情報を要求する場合、情報が必要な理由と内容の正当化やデータ保護が必要
- サプライヤーは、情報提供に関する正当な理由を求め、データ保護について注意する

■ 防止措置

- サプライヤーに契約上の保証を要求する場合、リスク分析及び特定・優先順位付けしたリスクを参照し、方針ステートメントを提出する
- サプライヤーが契約上の保証をどのように履行できるか、サプライヤーへの支援の有無及び方法を具体的に示すべき
- サプライヤーが非協力的であるからといって取引関係を終了すべきではない
- サプライヤーは、防止措置の実施に協力することが合理的であるか評価すべき

■ 是正措置

- 是正措置に参加する企業のリソース、影響を与える能力、違反への関与の程度を評価する

■ 苦情手続き

- サプライヤーに対して、社外の苦情処理メカニズムや地域・業界組織(労働組合等)への共同参画等のソリューションを提供する

